

デイホーム奥上 運営規程 (地域密着型通所介護事業)

(事業の目的)

第1条 株式会社恵が開設するデイホーム奥上(以下「事業所」という)が行う指定地域密着型通所介護の事業(以下「事業」という)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という)に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の地域密着型通所介護従業者(以下「従業者」という)は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町・地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイホーム奥上
- (2) 所在地 広島県福山市沼隈町大字草深 1283 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤生活相談員兼務)
事業所における生活相談員、機能訓練指導員その他の従業者の管理、地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令において規定されている地域密着型通所介護事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名 (常勤管理者兼務)
事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して地域密着型通所介護計画の作成等を行う。利用者及び家族に対し、生活指導及び介護に関する相談及び援助を行う。
- (3) 介護職員 4名 (非常勤専従 3名・非常勤機能訓練指導員兼務 1名)

指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(4) 機能訓練指導員 1名 (非常勤介護職員兼務)

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練, 指導, 助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は, 次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし, 12月30日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までの7時間30分とする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員は, 10人とする。

(介護予防通所介護に相当する第1号通所事業を含む)

(地域密着型通所介護の内容)

第7条 地域密着型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ① 送迎
- ② 機能訓練
- ③ 食事の提供
- ④ 入浴(一般浴)
- ⑤ 生活指導
- ⑥ レクリエーション

(利用料その他費用の額)

第8条 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は, 介護報酬告示上の額によるものとする。

2 通常の事業実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は通常の事業の実施地域を超えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。

3 昼食費400円を実費徴収するものとする。

4 おむつ代を実費徴収するものとする。

5 前項の費用の支払を受ける場合には, 利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で, 支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は, 広島県福山市沼隈町, 内海町の区域とする。

(衛生管理及び地域密着型通所介護従業者等の健康管理等)

第10条 利用者の使用する設備、食器その他の備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるなど、適正に行うものとする。

2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所において感染症が発生し又は蔓延しないように次のとおり措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けるよう指示する。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。

(2) 事業所の設備・備品の使用については従業者の指示に従い適切に行う。

(3) 他の利用者に迷惑をかけないようにする。

(4) 事業所の規則等を遵守する。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、地域密着型通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必ず事前に利用者又はその家族に対し文書により同意を得るものとする。

(地域密着型通所介護の利用計画)

第 15 条 事業所は、地域密着型通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して地域密着型通所介護サービス契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合にあつては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第 16 条 地域密着型通所介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望者及びその置かれている状況並びに家族等の状況を十分に把握し、個別に地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った地域密着型通所介護計画を作成する。

2 地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を書面で説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 17 条 地域密着型通所介護サービスを提供した際には、その提供日及びサービス内容等必要な記録を所定の書面に記載する。

(苦情・ハラスメント処理)

第 18 条 地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは呈示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 19 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 20 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次のとおり措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 21 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第 22 条 事業所は、利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条 事業所は、従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、地域密着型通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社恵と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 7 月 12 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。